

平成30年5月14日開催

第 32 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第32回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月14日(月) 午前10時00分
2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階 集会室
3. 出席委員 20 人 (欠席委員3名)

1 番	_____	1 3 番	出
2 番	前 川 達 哉 出	1 4 番	出
3 番	橋 本 義 次 出	1 5 番	出
4 番	中 道 雅 則 出	1 6 番	出
5 番	川 端 英 幸 出	1 7 番	出
6 番	見 上 久 義 出	1 8 番	欠
7 番	若 生 良 一 出	1 9 番	欠
8 番	土 居 正 広 出	2 0 番	出
9 番	松 本 俊 博 出	2 1 番	出
1 0 番	酒 井 康 博 出	2 2 番	出
1 1 番	白 井 康 博 出	2 3 番	出
1 2 番	前 谷 武 志 出	2 4 番	出
		渡 河 安 水 岡 藤 小 西 橋 山 野 金 森	
		辺 合 田 上 田 原 林 村 本 口 表 野 森	
		隆 文 郎 敏 哉 弘 夫 博 弘 夫 一	
		博 悦 隆 俊 嘉 和 孝 隆 篤 靖	

## 4. 出席事務局職員

事務局長 阿 部 尚 弘  
主 幹 二 本 柳 浩 一  
主 幹 神 谷 貴 史

## 5. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 現況確認について

報告第3号 現況証明下附願いに対する発給の専決処分について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成30年5月14日招集、第32回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお本日の欠席者は、18番藤原委員、19番小林委員、22番山口委員の3名でありまして、それぞれ欠席の旨、通知がありましたので報告いたします。</p> <p>以上により、出席委員は23名中20名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>挨拶</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、20番西村委員、23番野表委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧下さい。農地法第18条第6項の規定による解約通知については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>これより質疑に入ります。報告第1号1番について、何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第1号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>次に報告第2号、現況確認についてを議題といたします。事務局より報告第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第2号の議案書をご覧下さい。現況確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位1番ですが、申請地は牧草畑と隣接した農地と一体となって利用されている土地です。現況地目が宅地となっている土地を、この度農地として地目整理するために願出がされました。</p> <p>5月11日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたが、今後、営農利用することが明らかであることから、農地である旨の意見をいただいております。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>

議長	<p>それでは、報告第2号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、報告第2号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
議長	<p>次に報告第3号、現況証明下附願いに対する発給の専決処分についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号の議案書をご覧ください。専決処分による現況証明発給件数は1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【報告第3号1番を資料をもとに朗読】</p>
事務局	<p>順位1番ですが、申請地は排水路敷地と宅地に隣接した農業振興地域内の農用地区域内の土地であり、肥培管理が行き届いていない一部原野化している状況です。この度、土地を処分するために願い出がありました。併せて申請人より、手続きを至急行いたいと願い出がありましたので、会長専決で処理しております。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、現況は今後営農作付けする見込みがないとの意見をいただき、会長専決で発給しておりますので、報告いたします。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>それでは、報告第3号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、報告第3号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
議長	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。</p> <p>なお、審議に入る前に、●●番●●●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限にあたりますので、議案第1号1番の審議が終了するまで退室をお願いします。</p> <p>(●●番●●●●委員 退室)</p>
議長	<p>事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については3件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
3番	<p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。</p>

議長	審議が終了しましたので、●●番●●●●委員の入室を認めます。  (●●番●●●●委員 入室)
議長	次に事務局より、議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
23番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に事務局より、議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号3番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
23番	議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>16番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>順位1番ですが、現在、三石富沢地区で稼働している三石ふ化場が、老朽化等を理由に新設計画が立てられ、その前に事前の水源調査をすることによる一時転用の申請であります。申請地は、既存施設の隣接地で、農業振興地域内の農用区域内にある農地であります。施設の老朽化とともに、施設稼働のための井戸が水量低下の度に改修の繰り返してをしており、新施設の建設が計画されました。</p> <p>申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。</p> <p>5月11日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたが、3つの意見を申請者に申し渡すことで意見をいただきました。1点目は、ボーリング調査時の工事の前に、土地隣接者、隣接住民、近隣の家畜飼養農業者に対して事前の説明をしっかりと行うこと。2点目は、ボーリング調査後の農地管理について荒らさずにしっかりと管理すること。3点目は、地下水を利用している隣接、近隣の地域住民への影響についても観測調査を実施すること。そのうえで、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道へ進達することに決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>23番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。</p> <p>次に事務局より、議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

23番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

12番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第3号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
23番	議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号5番の集積計画について決定いたします。
議長	次に、議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。 事務局より議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域の変更については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位1番ですが、用途変更の案件です。申請地は採草地ですが、通年放牧をするために家畜の退避所を新築することで、用途変更の願出が町にされ、町より意見を求められているものです。申請地は、軽種馬の営農管理上、利便性の高い場所を事業計画地として選定されています。5月11日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、営農上必要な農業用施設である旨の意見をいただいています。このことから、用途変更について適当であると考えております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。 事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、申請地は山林と山林に挟まれた裾野に広がる土地で、肥培管理することが困難になり一部原野化しており、この度、土地を処分するため証明願いが出されたものです。5月11日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、今後、営農作付けする見込みがないことから、非農地である旨の判定意見をいただいております。



<p>議長 23番 議長 議長 議長 議長 事務局 事務局 議長 20番 議長 議長 議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。</p> <p>次に事務局より、議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位2番ですが、申請地は農地と宅地が混在している土地で、この度、分筆し地目を整理するため証明願いが出されました。 5月11日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、今後、営農作付けする見込みがないことから、非農地である旨の判定意見をいただいております。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第32回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午前10時38分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。</p> <p>平成30年5月14日(議事録調整日 平成30年6月8日)</p> <p style="text-align: center;">新ひだか町農業委員会会長</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員</p>